

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

規 則	ページ
○北海道財務規則の一部を改正する規則…………… (財務指導課)	67
○北海道立美術館条例施行規則の一部を改正する規則…………… (教育庁文化財・博物館課)	68
告 示	
○危険薬物の指定の解除…………… (医務業務課)	68
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出…………… (農業施設管理課)	68
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	68
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	68
○土地改良法による道営換地計画の決定…………… (農業施設管理課)	68
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	69
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	69
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	69
○道路の供用の開始…………… (維持管理防災課)	69
○宅地建物取引業者の事務所所在地の確知…………… (建築指導課)	70
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正…………… (調達課)	70
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)……………	70
道企業局告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	71
○特定調達契約に係る入札の公告……………	72
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (3件)……………	73

規 則

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年12月18日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第105号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「繰替払」の次に「(競馬関係経費(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。))第164条第2号に掲げる経費及び第88条第1号に掲げる経費をいう。第8条第1項第2号において同じ。))の支払に係る繰替払に限る。)」を加える。

第8条第1項第2号中「並びに地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。))第164条第2号に掲げる経費及びこの規則第88条に定める経費(以下この号において「競馬関係経費」という。))」を「及び競馬関係経費」に改める。

第43条第2項中第17号を第18号とし、第8号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 指定代理納付者(法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者をいう。第64条第2項第1号及び第88条第2号において同じ。)が納付する歳入金(第51条各号に掲げる随時の収入金に限る。)

第51条の見出し中「その他」を「その他の方法」に改め、同条中「通知し、」の次に「必要に応じて」を加える。

第64条に次の1項を加える。

2 会計管理者は、次に掲げる歳入金を歳入金受入書により受け入れることができる。

- 指定代理納付者が納付する歳入金
- 政令第158条第1項の規定により歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者が払い込む歳入金
- 政令第158条の2第1項の規定により道税の収納の事務の委託を受けた者が払い込む歳入金

第76条第3項中「指定金融機関等に」の次に「又は契約の定めるところにより会計管理者に」を加える。

第88条を次のように改める。

(繰替払を行うことができる経費及び収入金)

第88条 政令第164条第5号の規則で定める経費は次に掲げる経費とし、同号の規則で定める収入金は次の各号に掲げる経費につき当該各号に定める収入金とする。

- 競馬の開催地において支払う勝馬的中投票券の払戻金及び投票券の買戻金並びに投票券の発売代金に係る事故補填金 当該競馬の投票券の発売代金
- 指定代理納付者が歳入金を納付する場合の手数料 当該指定代理納付者が納付する歳入金

第114条第1項中「使用した」の次に「会計管理者又は」を加え、同条第2項中「補てん」を「補填」に改める。

第30号様式中「収入取扱員 氏 名」を「北海道会計管理者（収入取扱員 氏 名）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道立美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月18日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第106号

北海道立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立美術館条例施行規則(昭和63年北海道規則第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「観覧前に、現金で納付しなければならない」を「現金で観覧前に納付し、又は観覧前にクレジットカード等(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第157条の2第2項に規定する証票その他の物又は番号、記号その他の符合をいう。)を提示し若しくは通知して申し出ることにより指定代理納付者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者をいう。)に納付させなければならない」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第790号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例(平成27年北海道条例第39号)第5条第5項の規定により、次のとおり危険薬物の指定を解除する。

令和2年12月18日

北海道知事 鈴木直道

危険薬物の指定を解除する物

- メチル=3, 3-ジメチル-2-[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド]ブタノアート及びその塩類
- 1-{2-メチル-4-[(E) -3-フェニルプロパー-2-エン-1-イル] ピペラジン-1-イル}ブタン-1-オン及びその塩類
- N, N-ジエチル-2-[2-(4-イソプロポキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}エタン-1-アミン及びその塩類

北海道告示第791号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、芦別市土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があった。

令和2年12月18日

北海道知事 鈴木直道

就任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所
令和 2.11.30 理 事 古 野 隆 正 芦別市北5条西4丁目1番地の3

北海道告示第792号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、令和2年12月9日、余市川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年12月18日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第793号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和2年12月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として(訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。)、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年12月18日

北海道知事 鈴木直道

地区名 事業の種類 縦覧場所
北竜南2 農業用排水施設、区画整理 北海道空知総合振興局
峰浜豊倉 農業用排水施設、区画整理、客土、暗渠排水、除^{きよ}稗^{れき} 北海道オホーツク総合振興局

北海道告示第794号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、当麻町当麻北地区伊香牛換地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、令和2年12月21日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事

に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年12月18日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第795号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和2年12月18日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第796号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年12月18日

北海道知事 鈴木直道

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 足寄郡陸別町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 足寄郡陸別町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び陸別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第797号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を夕張市役所の掲示場に掲示した。

令和2年12月18日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和2年農林水産省告示第2337号
- 2 所在が不明な者 金敬一、松田秀男、菊池民男、菊池ハナ、響田優、藤村ハツ、今井清三郎

北海道告示第798号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年12月18日

北海道知事 鈴木直道

路線名供用開始の区間供用開始の期日

道道 別海厚岸線 厚岸郡浜中町大字後静村字熊牛原野東3線北13番1地先から 令和 2.12.18
同郡浜中町大字後静村字後静34番4地先まで
厚岸郡浜中町鯨浜11番地先から 同
同郡厚岸町登喜岱70番地先まで
厚岸郡浜中町円朱別西8線9番地先から 同
同郡浜中町円朱別西8線9番地先まで
厚岸郡浜中町浜中西2線93番1地先から 同
同郡浜中町浜中西1線32番1地先まで
厚岸郡浜中町茶内西7線894番地先から 同
同郡浜中町茶内西7線834番地先まで
厚岸郡浜中町茶内西4線414番1地先から 同
同郡浜中町茶内西4線283番地先まで

北海道告示第799号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。

令和2年12月18日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 商号又は名称 トータルエステート株式会社
- (2) 代表者氏名 正城 彰
- (3) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区南六条西四丁目1番地
- (4) 免許証番号 北海道知事 石狩(2)第8191号
- 2(1) 商号又は名称 株式会社TSUNAGU
- (2) 代表者氏名 太田 光彦
- (3) 主たる事務所の所在地 札幌市南区定山溪温泉西一丁目9番地108号室
- (4) 免許証番号 北海道知事 石狩(1)第8457号
- 3(1) 商号又は名称 株式会社リアライズ
- (2) 代表者氏名 安田 和也
- (3) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区北四条東二丁目8-6 札幌ユニオンハイッ
103
- (4) 免許証番号 北海道知事 石狩(2)第8028号

北海道告示第800号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指

定)の一部を次のように改正する。
令和2年12月18日

北海道知事 鈴木直道

2 売りさばき人の項特定非営利法人十勝障害者サポートネットの事項の次に次の事項を加える。

標津町農業協同組合 令和 2.12.25 標津町農業協同組合

総合振興局告示及び振興局告示

北海道胆振総合振興局告示第81号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年12月18日

北海道胆振総合振興局長 花岡 祐志

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
根固めブロック 720個
- 2 落札を決定した日
令和2年11月27日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 共和コンクリート工業株式会社
(2) 住所 札幌市北区北8条西3丁目28番地
- 4 落札金額
51,400,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年10月30日付け北海道胆振総合振興局告示第65号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階

北海道十勝総合振興局告示第136号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年12月18日

北海道十勝総合振興局長 水戸部 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- 乗用自動車（公物管理パトロールカー）の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 1台分
- 落札を決定した日
令和2年11月25日
 - 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 日立キャピタルオートリース株式会社
(2) 住 所 東京都港区西新宿一丁目3番1号
 - 落札金額
64,240円
 - 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 一般競争入札の公告
令和2年10月16日付け北海道十勝総合振興局告示第122号
 - 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地

道 企 業 局 告 示

北海道企業局告示第19号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年12月18日

北海道公営企業管理者 佐々木 誠 也

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和2年度において北海道企業局が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- 契 約 令和2年12月18日に一般競争入札の公告を行う北海道企業局指定庁舎等で使用する電力（高压電力）の需給契約
- 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
- 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

- 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。
- 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
 - 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高压（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約が50キロワット以上の電力供給実績があること。
 - 資格審査の申請をする日の直前2年間に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。
 - 北海道企業局の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱（令和2年11月24日付け企総第345号）の第5の環境配慮審査基準に適合する者であること。
- #### 3 資 格 要 件 の 特 例
- 平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。
- #### 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
- 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、令和2年12月18日（金）から令和3年1月15日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和2年12月29日から同月31日まで並びに令和3年1月2日及び同月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
 - 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道企業局総務課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kg/sum/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
 - 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- #### 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
- 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- #### 6 資格に関する事務を担当する組織
- 名 称 北海道企業局総務課
 - 所 在 地 札幌市中央区北3条西7丁目
 - 電 話 番 号 011-204-5672

北海道企業局告示第20号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和2年12月18日

北海道公営企業管理者 佐々木 誠 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

北海道企業局指定庁舎等で使用する電力（高压電力）

ア 高压電力Ⅰ型（一般）

(ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 1,092kW

(イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 262,400kWh

イ 高压電力Ⅰ型（時間帯別）

(ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 300kW

(イ) 電力量料金（昼間）（使用電力量1kWh当たりの単価） 41,100kWh

(ウ) 電力量料金（夜間）（使用電力量1kWh当たりの単価） 55,200kWh

ウ 高压電力Ⅲ型（時間帯別）

(ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 3,936kW

(イ) 基本料金（予備線）（契約電力1kW当たりの単価） 3,936kW

(ウ) 電力量料金（昼間）（使用電力量1kWh当たりの単価） 789,300kWh

(ニ) 電力量料金（夜間）（使用電力量1kWh当たりの単価） 891,800kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から令和4年3月31日までとし、電力の供給は令和3年4月1日から開始する。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和2年北海道企業局告示第19号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道企業局総務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館10階会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道企業局総務課）

(2) 入札日時 令和3年2月3日（水）午前11時（送付による場合は、同月2日（火）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道企業局総務課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kg/sum/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。北海道企業局財務規程（昭和53年北海道企業管理規程第1号）第240条の規定によりその例によることとされる北海道財務規則をいう。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道企業局総務課

イ 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目

ウ 電話番号 011-204-5672

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in the

buildings of Hokkaido Public Enterprises Bureau

- a Contract type : High voltage power type I (standard)
- (a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,092kW
- (b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the contract period : 262,400kWh
- b Contract type : High voltage power type I (by timezone)
- (a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 300kW
- (b) A unit price (daytime) per kWh, The estimated electricity for the contract period : 41,100kWh
- (c) A unit price (nighttime) per kWh, The estimated electricity for the contract period : 55,200kWh
- c Contract type : High voltage power type III (by timezone)
- (a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 3,936kW
- (b) A basic charge (Spare line) per kW, The estimated electricity contract : 3,936kW
- (c) A unit price (daytime) per kWh, The estimated electricity for the contract period : 789,300kWh
- (d) A unit price (nighttime) per kWh, The estimated electricity for the contract period : 891,800kWh
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., February 3, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than February 2, 2021)
- C Contact : General Affairs Division, Bureau of Public Enterprises, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5672

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第158号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年12月18日

北海道教育庁石狩教育局長 堀 本 厚

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) タブレット型端末 (A地区) 一式 187台分
- (2) タブレット型端末 (B地区) 一式 17台分
- 2 落札を決定した日
- 令和2年12月2日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 大丸株式会社
- (2) 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 落札金額

- (1) 8,207,430円
- (2) 748,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和2年11月6日付け北海道教育庁石狩教育局告示第133号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁渡島教育局告示第95号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年12月18日

北海道教育庁渡島教育局長 谷 垣 朗

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) ノート型パーソナルコンピュータ等 (A地区) 一式 19台分
- (2) ノート型パーソナルコンピュータ等 (B地区) 一式 7台分
- (3)ア タブレット型パーソナルコンピュータ (C地区) 一式 4台分
- イ デスクトップ型パーソナルコンピュータ (C地区) 一式 2台分
- (4) タブレット型パーソナルコンピュータ (D地区) 一式 10台分

2 落札を決定した日

令和2年12月1日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)から(3)まで
- ア 氏 名 大丸株式会社
- イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

(2) 1の(4)

- ア 氏 名 有限会社北光教販
- イ 住 所 函館市花園町10番24号

4 落札金額

- (1) 3,610,000円

- (2) 1,113,500円
- (3) 1,030,000円
- (4) 2,050,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年11月10日付け北海道教育庁渡島教育局告示第85号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁十勝教育局告示第52号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年12月18日

北海道教育庁十勝教育局長 村上由佳

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (1) 教員用学習系ネットワーク接続端末 (Google Chrome OS) 一式 67台分
 - (2) 教員用学習系ネットワーク接続端末 (iPad OS) 一式 57台分
- 2 落札を決定した日
令和2年12月1日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 北海道日興通信株式会社
 - (2) 住所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33
- 4 落札金額
 - (1) 3,648,150円
 - (2) 2,790,150円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和2年11月6日付け北海道教育庁十勝教育局告示第48号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目